

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景及び趣旨

平成24年8月、国において、子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）をはじめとする子ども子育て関連3法が成立しました。

法の基本理念は、子育ての第一義的責任は保護者にあるとしながらも、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野のすべての人々が、相互に協力して子育て世帯を支援しなければならないとしています。また、地方自治体に対しては、良質で適切な子ども・子育て支援を、総合的かつ効率的に提供できるよう、地域の実情に応じた計画を策定し、サービスの提供体制を確保することが義務付けられました。

本市では、この法の精神を具現化するため、平成27年3月に「松江市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『みんなで子どもを育て“子育て環境日本一・松江”』を基本理念に掲げ、市民ニーズや地域特性を踏まえた子育てサービスの計画的な整備・充実を図ってきたところです。

松江市においては依然出生数の減少傾向が続いており、核家族化も進行しています。また、就学前児童のいる家庭での共働き率は全国的に上昇傾向がありますが、とりわけ島根県は全国平均を著しく上回っています。このように、子どもを取り巻く環境は刻々と変化しており、保護者だけでなく行政や幼児教育施設も含めた地域全体で様々な子育て・子育てを支えていく必要があると言えます。

令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まり子育て世帯の経済的な負担が軽減されるなど、子育て支援の体制は充実しつつあります。なお、本市ではそれ以前から独自に子どもの医療費の無料化や保育所保育料軽減などによる保護者の経済的負担軽減や、保育所整備などにより子育てと仕事の両立支援を行って参りました。

この度、「子ども・子育て支援事業計画」策定から5年が経過し、第2期計画を策定することになりました。計画の策定にあたって平成30年10月に「松江らしい幼児教育の推進検討委員会」と三つのワーキングを立ち上げ、松江市として子どもたちに「こういう大人に成長してほしい」「こんなふうに育てほしい」という方向性を示すこととそれをかなえるための方策について検討を重ねました。その成果として様々な施策を追加し、また、基本理念にも新たに「『松江で育ってよかったな』と思われるまちへ」という表現を加えました。

引き続き、行政や地域を始め社会全体が、すべての子どもの幸せな育ちと子育てを支援し、保護者が喜びを感じながら子育てができ、子どもの笑顔があふれる松江市をめざします。

そして、「子育て環境日本一」の実現をめざします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

また、本計画は「松江市総合計画」及び「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、松江市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月）」の基本的な考え方や内容を継承するとともに次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画及び市町村母子保健計画（平成 8 年 5 月 1 日児母第 20 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「ひとり親家庭等自立支援計画」を兼ね、子どもと子育てにかかわる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。（※ 3 ページに図解を掲載）

## 3 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

## 4 計画の対象

本計画は、18 歳未満（母子家庭・父子家庭の児童については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 3 項の規定に基づき 20 歳未満）の子どもとその家庭を対象としています。

一部の施策については、次代の親づくりという視点から、今後親となる若い世代も対象としています。

# 松江市における子ども・子育て支援事業計画の位置づけ(図解)

